

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 3 0 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 3 0 年 9 月 6 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 3 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 3 0 年度有田川町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 報告第 21 号 平成 2 9 年度有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第 5 議案第 56 号 平成 3 0 年度有田川町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 57 号 平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 58 号 平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 59 号 平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 60 号 平成 3 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 61 号 平成 3 0 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 62 号 平成 2 9 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 63 号 平成 2 9 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 64 号 平成 2 9 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 65 号 平成 2 9 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 66 号 平成 2 9 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 67 号 平成 2 9 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 68 号 平成 2 9 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 69 号 平成 2 9 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 議案第70号 平成29年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第71号 平成29年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第72号 平成29年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第73号 平成29年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第74号 平成29年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第75号 平成29年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第76号 平成29年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第77号 平成29年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第78号 平成29年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第28 議案第79号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第80号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第81号 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第82号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第83号 有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第84号 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第85号 有田川町行政局等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第86号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第87号 有田川町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第88号 有田川町道路線の認定について
- 日程第38 議案第89号 平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負

契約について

日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第40 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第41 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江 眞智子	2番	増谷 憲
3番	椿原 竜二	4番	中島 詳裕
5番	星田 仁志	6番	片畑 進之
7番	谷畑 進	8番	小林 英世
9番	林 宣男	10番	殿井 堯
11番	佐々木 裕哲	12番	岡 省吾
13番	森谷 信哉	14番	新家 弘
15番	湊 正剛	16番	亀井 次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	中島 詳裕	13番	森谷 信哉
----	-------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山 正隆	副町長	坂頭 徳彦
住民税務部長	山田 展生	福祉保健部長	前久保 眞次
総務政策部長	中裕 準	消防長	栗栖 誠
産業振興部長	立石 裕視	建設環境部長	鈴木 幸敏
財務課長	中屋 正也	企画調整課長	森田 栄一
教育長	楠木 茂	教育部長	井上 光生
監査委員	服部 眞悟		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	一ツ田 友也	書記	細野 鶴子
------	--------	----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（殿井 堯）

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告2件、議案34件、諮問3件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、平成30年5月、6月、7月分の例月現金出納検査の結果報告、平成29年度有田川町水道事業の出納検査・定期監査の結果及び平成30年度水道事業例月現金出納検査の結果報告、並びに財政援助団体監査報告書をお手元に配付していますので、御報告いたします。

また、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算認定に係る説明資料をお手元に配付していますので、申し添えておきます

以上、諸般の報告を終わります。

……………日程第2 閉会中の所管事務調査報告について……………

日程第2、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に産業建設住民常任委員による視察研修が実施されていますので、委員長から報告をお願いします。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会の行政視察の報告をさせていただきます前に、この台風21号で被害に遭われた方に、心よりお見舞いを申し上げ、また1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

報告をさせていただきます。去る7月4日、5日、沖縄県名護市において視察研修を実施しました。名護市は沖縄本島北部に位置しており、総面積210.33平方キロメートル、人口6万2,664人の市であります。視察では、名護市産業支援センターを訪れ、名護市商工観光局の職員より説明を受けた後、施設内を見学しました。名護市産業支援センターは、名護市中心街に設立された、産業振興に係る総合支援拠点であり、主な支援内容は、起業家支援、産業交流、新事業創出、人材育成、研究開発、販路開拓の6項目です。センター内には名護市商工会、観光協会、商工観光局が入り、官民共同の市活性化を目指していました。現在、オフィススペースには13社入居しており、253人の雇用が生まれているとのことでした。

起業家支援としては、インキュベーションという起業家の卵を育てる事業が行われています。支援センターの3階にインキュベーションルームを設置し、新規創業者養成を目指しています。使用期間は3年以内で、1カ月の使用料は1平方メートル当た

り500円と相場の半額です。現在7社が入居し、雇用人数は24人とのことでした。なお、契約満了後の企業は名護市街地に起業することを求められています。若年層の起業を支援するには、補助金だけではなく安値で借用できるインキュベーションルームのようなシステム構築も効果があると感じました。本町の、田殿保育所跡での地方創生事業に期待したいところであります。

次に、インバウンド観光では、名護市では現在、観光を中心に経済効果向上を図っていて、入込客数や宿泊客は年々増加しているとのことです。昨年には多言語看板を設置して、インバウンド観光客の増加を図っています。今後は、Wi-Fi設備の環境整備を行い、観光客の滞在時間長期化を図り、同時に、Wi-Fi設備を活用して観光客のニーズ調査を行い、インバウンド観光客の増加を目指すとのことでした。本町においても平成31年度より、Wi-Fi設備の環境整備を進める計画をしています。整備後は、利用者の傾向把握やニーズ調査ができるように考慮すれば、さらに活用の幅が広がると考えられます。

視察を終えまして、若年層の起業支援は、今後の雇用拡大のためにも、前向きに取り組むことが必要であります。また、起業を支援するだけではなく、現在ある企業の定着化に向けて取り組むことも必要です。そのためにも、ニーズを明確化し、方向性を検討していく必要があると感じました。

以上、産業建設住民常任委員会の視察報告とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

これで、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りします。

日程第3から日程第41までの報告2件、議案34件、諮問3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第41までの報告2件、議案34件、諮問3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

平成30年第3回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ、御参集賜り厚く御礼申し上げます。

まず、提案理由の説明をする前に、先日の台風21号、本当に予想どおり25年ぶりの台風ということで、うちの町でも37.8メートル、正式にはかった、消防署で

はかった数値でありますけれども、実際にはそれ以上の風が吹いたん違うかなという思いであります。それぞれの地域で皆さん方も対応に御尽力されたと聞いております。本当にありがとうございました。

今回の台風は特に道路、あるいは電気等々が寸断されました。国道480号についてはその晩、夜通し、徹夜で、清水にも透析の患者があるということで、まず徹夜で国道480号の道については、小さな乗用車ぐらいですけれども、通行可能にさせていただきました。また、電気もまだ今でもかなりのところ、吉備の一部、それから金屋の山間部、清水の大部分が今でも停電中で、したがって水道水が出ないという状況で、きょうも朝から有田市にも給水車をお借りして、各出張所、あるいは身体の不自由な方については、民生委員さん、区長さんを通じてペットボトルを配らせていただいております。

その関係で、毎回、総務課長が出席するんですけれども、いろんな電話の対応とか、大変忙しくやっていますので、きょうは竹中総務課長は欠席させていただいております。御了解をいただきたいと思っております。

電気のほうも徐々に復旧してきております。学校についても休校したり、停電で給食を食べないで、昼間で帰ってもらったり、いろんなことをやってきたんですけれども、学校については全て電気も復旧して、きょうから通常の運営を行っているところであります。

これから、まだまだ町道、県道については、山間部ではまだまだ通行不能なところもありますので、1日でも早く、まず電気については1日でも、1時間でも早く復旧していただけるようお願いしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明を申し上げたいと思っております。報告第20号は、平成30年度有田川町一般会計補正予算第2号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊した事故を受け、当町も緊急点検を実施し、ブロック塀の撤去及び改修を実施するため、また、梅雨前線豪雨により災害が発生し、緊急に災害復旧事業等を実施し、住民の生活の安全を確保する必要が生じたために、早急に予算処置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,286万8,000円を追加し、補正後の予算総額は152億7,872万円と相りました。なお、補正額の財源と致しまして、分担金、国庫負担金、県補助金、基金繰入金、繰越金、町債を充てることにしております。

報告第21号は、平成29年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の経営の健全化をあらゆる資金不足比率を算出し、監査委員の意見を付した上で議会に報告するものであります。

議案第56号は、平成30年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、共通するものとして、4月の職員の人事異動による配置がえに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っています。給与費以外の主なものといたしましては、2款総務費の文書広報費では、法制執務支援業務委託料として194万4,000円を、財産管理費では、ブロック塀を撤去・改修するための修繕料として930万7,000円と、集会所等改修補助金として272万6,000円を、行政局及び出張所費では、城山出張所舗装工事費として144万2,000円を、賦課徴収費では、過誤納付還付金として200万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、平成29年度の精算に係る、臨時福祉給付金事業補助金返還金として1,211万3,000円を、国民健康保険事業特別会計への繰出金として、1,148万3,000円を減額し、障害者福祉費では、平成29年度の精算に係る国・県負担金等の返納金等として1,055万8,000円を、老人福祉費では、平成29年度の精算に係る県補助金等の返還金等として31万8,000円を、また、介護保険事業特別会計の繰出金を1,146万1,000円を減額し、児童福祉総務費では、在宅育児支援事業給付金と、紀州っ子いっぱいサポート保育料助成金として667万円を、子どものための教育保育給付費などの平成29年度の精算に係る国・県負担金の返納金等として727万3,000円を、児童措置費では、児童手当国庫補助金返還金などとして1,531万8,000円を、保育所費では、保育士臨時雇い賃金として371万3,000円を、4款衛生費の保健衛生総務費では、平成29年度の精算に係る国・県負担金等の返納金等として115万6,000円を、保健センター費では、備品購入費として103万8,000円を、上水道施設費では、簡易水道事業特別会計の繰出金として、285万2,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、中山間地域直接支払制度事業交付金として157万4,000円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金として28万2,000円を減額し、林業費の林業振興費では、山の恵み活用事業補助金として148万8,000円を、森林整備費では、シンポジウム等委託料として79万円を、8款土木費の県営事業負担金では、和歌山県工事負担金として23万円を、都市計画総務費では、需用費、手数料、賃借料として30万円を、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金として53万2,000円を、9款消防費の常備消防費では、ブロック塀の撤去・改修の修繕料として78万6,000円を、消防施設費では、修繕料と消火栓設置工事負担金として、101万2,000円を、災害対策費では、防災行政無線デジタル化整備工事費を500万円減額し、測量設計監理等委託料として500万円を、10款教育費の学校管理費では、鳥屋城小学校プール解体撤去工事費として1,450万円を、社会教育費の公民館費では、修繕料として96万7,000円を、図書館費では、図書購入費として20万円を、学校給食費では、給食調理業務委託料として447万4,000円を、11款災害復旧費の文教施設災害復旧費では、鳥屋城小学校の施設災害復旧工事



であります。今回の補正は、人事異動による配置がえに伴い、職員給与費等として28万2,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,825万8,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金を用いることにいたしております。

続いて、議案第62号から議案第78号までの17議案につきましては、平成29年度 有田川町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計管理者及び建設環境部長より説明させることにいたします。

議案第79号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことによる、有田川町税条例の一部改正であります。改正の内容は、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の課税標準に対する軽減率の特例の制定であります。

議案第80号は、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、有田川町ひとり親家庭医療費の定義について、文言の見直しと、養育者の定義を明記するための条例の一部改正であります。

議案第81号は、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び明確化をするための条例の一部改正であります。

議案第82号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、城山出張所を城山西小学校校舎へ移転することに伴い、城山西小学校を休校から廃校とするための条例の一部改正であります。

議案第83号は、有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、有田川町生産物販売施設、山の家しみずの取り壊しによる条例の一部改正であります。

議案第84号は、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、城山公民館の移転に伴う条例の一部改正であります。

議案第85号は、有田川町行政局等設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、城山出張所の移転に伴う条例の一部改正であります。

議案第86号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、消防団員の休団についての服務等に関する条例の一部改正であります。

議案第87号は、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の内容は、特殊勤務手当の種類等について、消防職員の防災航空隊勤務手当を加えるための条例の一部改正であります。

議案第88号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字水尻地

内、町道1013号線、延長169.32メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第89号は、平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業の請負契約についてであります。平成30年度有田川町防災行政無線デジタル化改修事業を実施するため、和歌山市七番町17、日本電気株式会社和歌山支店長、増井智幸氏と8億4,109万6,440円で契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第3号については、それぞれ人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。諮問第1号は、有田川町大字尾中86番地、栗山昌之氏の3年間の任期が、本年12月31日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3カ月程度を要することから、本議会において、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、有田川町大字明王寺298番地、高居涼子氏の3年間の任期が、本年12月31日までとなっており、法務大臣の委嘱決定までの手続に3カ月程度を要することから、本議会において、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、有田川町大字青田108番地1、山口芳子氏の3年間の任期が、本年12月31日に満了いたします。つきましては、後任の委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある、有田川町大字吉原704番地、高垣かすみ氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

済みません、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。今、防災行政無線の入札の金額をもう一回。正確には8億4,109万6,440円で契約をいたしました。失礼しました。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

それでは、私から議案第62号から議案第77号までの平成29年度一般会計及び特別会計の決算につきまして補足説明させていただきます。

なお、決算の状況につきましては、決算書及び主要施策の成果報告書に詳細に記載

されておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

お手元に配付させていただいております平成29年度有田川町一般会計、特別会計決算説明資料に基づきまして御説明申し上げます。なお、この資料の金額は1,000円単位で、比率や割合につきましては、小数点以下第1位となっております。原則として表示数値未満四捨五入ですが、一部調整しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1ページの決算総括表をごらんください。一般会計と15の特別会計の歳入歳出決算状況でございます。表の一番下ですが、一般会計と特別会計の予算現額合計267億8,164万円に対しまして、歳入決算額合計は264億8,345万円で、予算現額に対する収入率は98.9%となっております。

次に、歳出ですが、歳出決算額合計は、259億4,783万4,000円で、予算現額に対する執行率は96.9%となっております。

歳入歳出差引額の合計は5億3,561万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源の合計5,124万7,000円を差し引きいたしました、実質収支額は4億8,436万9,000円となっております。

次に2ページをお願いいたします。議案第62号、有田川町一般会計歳入歳出決算から御説明申し上げます。まず、2ページの一般会計歳入決算状況をごらんください。歳入合計は、154億7,303万8,000円で、前年度と比較して12億2,028万2,000円、率にして7.3%の減となっております。

増減の主なものを申し上げますと、増額では17款寄附金の1億2,292万8,000円で、主な要因はふるさと応援寄附金の増収によります。

次に、20款諸収入の5,131万6,000円で、主な要因は過年度収入で、平成28年度臨時福祉給付金等給付事業費補助金や後期高齢者医療療養給付費負担金精算金、また雑入で東グラウンド防球フェンス嵩上げ改修に伴うスポーツ振興くじ助成金の増額などとなっております。

次いで、1款町税の4,495万8,000円で、主な要因は町民税と固定資産税の増収によります。

一方、減額では、15款県支出金の7億6,393万6,000円で、主な要因は強い農業づくり交付金事業、JAありだAQ中央選果場選果施設設置工事が、前年度で完了いたしましたので、それに伴う県補助金や、農地災害復旧事業費補助金の減額などによります。

次に、21款町債の5億5,250万円で、主な要因は前年度完了事業の金屋文化保健センター大規模改修工事や救助工作車購入に伴う合併特例事業債、小・中学校の非構造部材耐震化事業に伴う全国防災事業債の減額などによります。

次に、19款繰越金の2億1,058万4,000円で、主な要因は繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源の減額などによります。

次いで、10款地方交付税の5,967万3,000円で、主な要因は普通交付税合併算定替の段階的な減額などによります。

また、歳入に占める割合で最も高いのが、10款地方交付税の43.1%、次に、1款町税の19.4%、次に、21款町債の7.9%、次いで、15款県支出金の7.7%の順となっております。

歳入総額のうち、自主財源は45億7,099万4,000円で、前年度と比べて6,015万4,000円、率にして1.3%の増となっております。17款寄附金と、1款町税の増収が主な要因でございます。

また、自主財源の構成比としては29.6%で、前年度と比較してプラス2.6ポイントとなっております。これは、全体的な決算規模が減少しましたが、寄附金や町税が増収となったことによります。

次に3ページ、一般会計歳出決算状況をごらんください。歳出合計は150億7,394万9,000円で、前年度と比較して12億2,780万7,000円、率にして7.5%の減となっております。

増減の主なものを申し上げますと、増額では、12款公債費の1億4,278万5,000円で、主な要因は合併特例事業債元利償還金の増額などによります。

次に、8款土木費の1億1,741万1,000円で、主な要因は道路橋りょう維持修繕工事や、公共下水道事業特別会計繰出金などの増額によります。

次に、11款災害復旧費の1,762万3,000円で、主な要因は公共土木施設災害復旧事業の増額などによります。

一方、減額では、6款農林水産業費の6億9,316万2,000円で、主な要因は、前年度、完了しました強い農業づくり交付金事業補助金の減額などによります。

次に、2款総務費の3億4,994万1,000円で、主な要因は前年度完了しました金屋文化保健センター大規模改修工事の減額などによります。

次に、13款諸支出金で、主な要因は公共施設整備基金や、ふるさと応援基金積立金の増額があったものの、減債基金積立金の減額により2億7,817万6,000円の減額となっております。

次いで、3款民生費の1億627万6,000円で、主な要因は臨時福祉給付金の減額などとなっております。また、収支の状況につきましては下の表であります。歳入歳出差引額3億9,908万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源4,776万2,000円を差し引きいたしました、実質収支額は3億5,132万7,000円となっており、前年度と比較して2,298万9,000円、率にして7.0%の増となっております。

次に、4ページをごらんください。議案第63号、有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款国民健康保険税9億4,999万5,000円、3款国庫支出金10億1,596万4,000円、7款共同事

業交付金10億5,549万3,000円で、歳入合計42億7,892万8,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費23億7,004万7,000円、7款共同事業拠出金9億5,335万8,000円で、歳出合計42億741万4,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の7,151万4,000円となっております。

次に、5ページをごらんください。議案第64号、有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料5億2,835万円、3款国庫支出金7億9,914万2,000円、4款支払基金交付金7億9,457万7,000円で、歳入合計31億1,099万7,000円となっております。歳出の主なものは、2款保険給付費27億6,016万円で、歳出合計30億6,041万4,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の5,058万3,000円となっております。

次に、6ページをごらんください。議案第65号、有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款保険料2億2,222万1,000円、3款繰入金4億8,905万5,000円で、歳入合計7億4,710万8,000円となっております。歳出の主なものは、2款後期高齢者医療納付金6億9,286万1,000円で、歳出合計7億3,908万5,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の802万3,000円となっております。

次に、7ページをごらんください。議案第66号、有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1億8,495万1,000円、5款繰入金2億9,482万3,000円、8款町債1億8,100万円で、歳入合計7億1,869万6,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費3億5,803万9,000円、3款公債費3億716万9,000円で、歳出合計7億1,550万7,000円となっております。歳入歳出差引額318万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源278万8,000円を差し引きいたしました、実質収支額は40万1,000円となっております。

次に、8ページをごらんください。議案第67号、有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款繰入金2億3,034万6,000円で、歳入合計2億8,374万1,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費1億364万2,000円、3款公債費1億5,138万1,000円で、歳出合計は2億8,304万4,000円となっており、歳入歳出差引額は69万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源69万7,000円を差し引きいたしました、実質収支額はゼロ円となっております。

次に、9ページをごらんください。議案第68号、有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともに167万9,000円で、

歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、議案第69号、有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額はともに857万円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、10ページをごらんください。議案第70号、有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料5,449万3,000円で、歳入合計6,854万8,000円となっております。歳出は総務費の6,854万8,000円となっております。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、議案第71号、有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともに218万円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともにゼロ円となっております。

次に、11ページをごらんください。議案第72号、有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入の主なものは、3款国庫支出金3億2,476万6,000円、6款繰入金4億3,102万6,000円、9款町債7億8,420万円で、歳入合計17億8,673万5,000円となっております。歳出の主なものは、2款施設費12億3,193万3,000円、3款公債費3億9,032万6,000円で、歳出合計も17億8,673万5,000円となっており、歳入歳出差引額と実質収支額はともにゼロ円となっております。

次に、12ページをごらんください。議案第73号、有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入・歳出合計額は、ともにゼロ円となっております。

次に、議案第74号、有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計31万9,000円に対し、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の31万9,000円となっております。

次に、議案第75号、有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計191万9,000円で、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の191万9,000円となっております。

次に、13ページをごらんください。議案第76号、有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計87万9,000円に対し、歳出合計70万9,000円で、歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の17万円となっております。

次に、議案第77号、有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算でございます。歳入合計11万3,000円で、歳出はございません。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに同額の11万3,000円となっております。

以下、14ページは町税などの収納状況、15ページは一般会計繰出金の状況、1

6、17ページは基金繰入金の状況、18、19ページは町債の借り入れ状況、20、21ページは2ページの一般会計歳入の明細で、22、23ページは3ページの一般会計歳出の明細でございます。

また、決算書の581ページからは、財産に関する調書となっており、公有財産、物品、基金に係る、決算年度中の増減及び決算年度末現在高を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、一般会計及び特別会計に係る、決算の補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

おはようございます。

私からは議案第78号、平成29年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただきます。

決算書の1ページをごらんください。まず収益的収入及び支出につきましては、収入の部では、第1款水道事業収益は4億9,600万4,157円です。内訳といたしましては、第1項の営業収益4億1,135万3,579円、第2項の営業外収益は8,465万578円でございます。支出の部では、第1款水道事業費用といたしましては、3億6,182万9,596円です。内訳といたしましては、第1項の営業費用として3億3,206万6,384円、第2項の営業外費用として2,961万8,712円、第3項の特別損失は14万4,500円でございます。次に資本的収入及び支出につきましては、収入の部では第1款資本的収入といたしまして、2億4,961万2,805円で、内訳といたしましては第1項の工事負担金2億4,961万2,805円でございます。支出の部では第1款資本的支出といたしまして、4億1,508万4,561円です。内訳といたしましては、第1項の建設改良費3億4,907万5,378円、第2項企業債償還金6,600万9,183円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し、1億6,547万1,756円不足いたしますが、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金28万4,511円、当年度分損益勘定留保資金9,882万3,360円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額736万3,885円、積立金取り崩し額5,900万円より補填させていただいております。

続きまして、3ページから10ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書案、貸借対照表であります。この中で4ページの剰余金計算書の右側の利益剰余金の中ほどにあります、繰越利益剰余金325万3,032円と、当年度変動額1億8,542万8,732円を合計いたしました1億8,868万1,764円が当年度末処分利益剰余金となります。また、5ページの剰余金処分計算書

案につきましては、議決をいただく事項でございますが、当年度未処分利益剰余金1億8,868万1,764円の内、資本的収支不足額の補填のために積立金を取り崩した5,900万円を資本金に、1億2,000万円を建設改良積立金とし、残額968万1,764円は平成30年度への繰越利益剰余金とさせていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。なお、11ページから28ページまでは決算付属書類並びに参考資料でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに補足説明はありませんか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号までの平成29年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、服部眞悟君。

○監査委員（服部眞悟）

ただいま、平成29年度決算について審査意見を求められましたので、御報告申し上げます。

決算審査は、佐々木監査委員とともに、去る7月19日に地方公営企業法の規定に基づき水道事業会計の決算について、また7月26日から31日まで地方自治法の規定に基づき一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況を審査いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容及び会計事務の処理については適正に処理されており、繰越明許費を除き所期の成果を得たものと認められました。

なお、本審査中に改善を求めた軽微な事項については、速やかに改善の措置を講じるよう要望します。

それでは、議案第62号、有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についての決算書に添付されております、審査意見書に沿って御説明させていただきます。なお、数値については、万円単位で説明させていただきます。

まず、有田川町全体の総括についてでございます。審査意見書の2ページをごらんください。一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入歳出差引額で5億3,561万円の黒字となっています。繰越明許費の財源として、5,124万円が必要であるため、実質収支額は4億8,436万円の黒字となりました。

次に、一般会計の財政構造について申し上げます。審査意見書の3ページから4ページをごらんください。歳入を財源別に見ますと、自主財源が29.4%、依存財源が70.6%であり、自主財源は昨年を2.4ポイント上回りました。しかしながら、

現状では依然として財政基盤の安定性と行政活動の自立性が確保されているとは、言いがたい状況となっております。

次に6ページをごらんください。性質別歳出状況につきましては、人件費や公債費などの義務的経費が、前年度より3,176万円減少しております。投資的経費につきましては、大型事業の終了等により12億3,898万円の減少となっております。その他の経費につきましては4,293万円の増加となっております。主な要因につきましては、後ほど意見書をごらんいただきたく存じます。

次に7ページをごらんください。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、89.9%と前年度比1.6ポイント増加しております。この指標は70%から75%程度が妥当と考えられておりますので、依然として財政構造の弾力性が低いと言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標であります実質公債費比率は、前年度に比べ1.0ポイント増加し、11.3%となっております。平成28年度の和歌山県内の町村平均の9.0%に比べると、かなり高くなっております。

以上の各指標等から勘案するに、現状においては必ずしも財政構造の弾力性が維持されているとは認められない状況であり、今後は次世代への負担を考慮した健全な財政運営が求められます。

次に、一般会計の決算について申し上げます。審査意見書8ページ以降に詳細を記載しております。決算の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は3億9,908万円の黒字となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が4,776万円ありますので、これを除いた実質収支額は3億5,132万円の黒字となっております。

次に、町債の状況については、平成29年度末残高が210億8,149万円であり、前年度末からは12億9,795万円の減少となっておりますが、今後も適切でかつ計画的な地方債の活用と、残高の削減に努め、健全な財政運営が図られるよう期待します。

次に、基金の残高状況につきまして、審査意見書の9ページをごらんください。平成29年度末現在高は127億8,600万円で、前年度末から6億297万円増加しております。基金の運用については、安全かつ有利であるということを第一に考え、適正な、管理、運用に努めていただきたいと思います。

なお、歳入歳出の予算科目ごとの審査内容につきましては、審査意見書の10ページから22ページを後ほど、御一読いただきたいと思います。

次に、特別会計の決算について申し上げます。審査意見書2ページにお戻りください。平成29年度の各特別会計全体の歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億3,652万円の黒字となっており、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源が348万円ありますので、実質収支額は1億3,304万円の黒字となっております。各

特別会計別の状況については、意見書23ページから39ページに記載しておりますので、主な特別会計について概要を御報告申し上げます。

審査意見書23ページをごらんください。国民健康保険事業特別会計につきましては、実質収支は7,151万円の黒字となっております。国保税の徴収状況については、収入未済額が昨年より減少し、収納率も92.1%と1.3ポイント上昇しており、積極的な徴収への取り組みの成果であると思われませんが、健全な財政運営を推進する上において、さらなる徴収率の向上と累積滞納額の削減に、より一層の努力をお願いします。また今後も、高齢化による医療費の増加が懸念されることから、関係各所と連携を図り、町民の健康管理の普及事業の推進を図られるよう望むものであります。

次に26ページをごらんください。介護保険事業特別会計につきましては実質収支は5,058万円の黒字となっております。介護保険料の徴収状況については収入未済額が昨年より増加し、徴収率は98.6%と0.1ポイント減となっておりますので、被保険者の実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。町民が健康で長寿でいられるよう、要介護とならないための予防事業としての地域支援事業の推進を図られるようお願いいたします。

続きまして、36ページをごらんください。公共下水道事業特別会計につきましては、平成21年4月から順次、供用が開始されており、当該区域内における接続率は59.7%と順調に推移しております。事業の財源となる地方債につきましては、平成29年度末84億6,759万円であり、昨年度から4億9,677万円増加しております。今後も事業推進のため、地方債発行による償還額の増加は否めず、厳しい経営状況が予測されることから、早期接続を推進するとともに、負担金や使用料については滞納額を発生させないよう、より一層の努力をお願いいたします。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に詳しく記載しておりますので省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

最後に、一般会計及び全ての特別会計における実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては審査意見書の40ページから41ページに記載のとおりであり、基金の運用についても、目的どおり活用されているものと認められます。

以上をもちまして、一般会計並びに各特別会計の報告を終わらせていただきます。

次に、水道事業会計について申し上げます。審査に付されました水道事業の決算諸表は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値についても適正であると認められます。

以下、お手元の議案第78号に添付させていただいております平成29年度有田川町水道事業会計決算審査意見書に沿って説明させていただきます。審査意見書1ページから2ページをごらんください。経営状況につきまして、収益的収支のうち水道事業収益は4億6,399万円、水道事業費用は3億3,756万円、差引純利益は1

億2,642万円となり、前年度に比しますと3,133万円の減益となっております。一方、資本的収支につきましては、資本的収入2億4,961万円、資本的支出4億1,508万円となっており、この不足額につきましては審査意見書8ページに記載していますとおり、損益勘定留保資金、建設改良積立金などにより補填されてございます。

次に、給水状況でございます。審査意見書3ページをごらんください。前年度に比しまして、町内、湯浅分水ともに、年間配水量及び年間有収水量が減少しております。

次に、未収金の状況でございます。審査意見書5ページをごらんください。未収金の主なものは公共下水道事業特別会計からの工事負担金であります。非常に大きい金額ではございますが、地方公営企業には出納整理期間がないため未収金に計上しているものであり、公共下水道事業特別会計側の出納整理期間中に全額収納済みとなっております。

また、水道料金の収納率は98.8%となり前年度より0.2ポイント減となっております。利用者負担の原則から引き続き未収金解消に努めていただきますようお願いいたします。

その他、詳細につきましては、決算審査意見書及び別表として財務状況等を示しておりますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、水道事業会計の報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第21号、平成29年度有田川町財政健全化判断比率等の審査結果について申し上げます。いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの算出過程並びに比率等は、いずれも正確であると認められます。

お手元の審査意見書に各比率の詳細を記載しておりますので、その概要を申し上げます。まず、審査意見書の2ページをごらんください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、全ての会計において黒字であり赤字比率はございません。実質公債費比率につきましては、11.3%となっており、前年度10.3%と比較して1ポイント上昇しております。

次に、審査意見書3ページをごらんください。将来負担比率につきましては、15.0%となっており、この数値は昨年度より18.1ポイント改善されています。

最後に、審査意見書3ページから4ページをごらんください。公営企業会計の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足は発生しておりませんが、一般会計からの繰入金に依存していることから、今後は、これらの抑制に努め、受益者負担や独立採算を原則とした思考で努力されることを期待いたします。

各比率は、健全な数値を保ってはいるものの、一般会計では歳入のうち約4割を地方交付税に依存している状況であり、普通交付税の合併算定替分が段階的に減少することから、これら指標の動向を十分注視し、より一層の歳入の確保、歳出削減に向けた取り組みを図り、健全な財政運営をされることを期待いたします。

以上、各会計決算の審査意見及び財政健全化判断比率等審査結果の報告を行いました  
たが、今後ともより一層の財政健全化を志向し、町民の信頼に応えるための行政運営  
をお願い申し上げまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

以上で監査委員の報告が終わりました。

暫時休憩します。休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催しますので、  
よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 15時30分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………日程第3 報告第20号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有  
田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第4 報告第21号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、報告第21号、平成29年度有田川町財政健全化判断比率等についてを  
議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第21号について質疑をさせていただきます。

この報告第21号の審査意見書の中において、繰り入れ基準について説明されています。その中で繰り入れ基準については、一般会計から結構、入れている会計もあり、独立採算制から、その縮小に努めなければならないと、このように記述されている部分があるんですね。そういうところに該当する部分を見ますと、3つだと考えます。

1つは簡易水道事業会計と農業集落排水事業会計、それから公共下水道事業会計決算に当たるのではないかと思います。そうしますといわゆる法定外繰り入れの主なものは何になっているのか、まず御説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

簡易水道事業の基準外繰り入れにつきましては、建設改良に伴う償還金の利子、また建設改良に伴う起債の償還金の元金、また人件費等が基準外の繰り入れとなっております。

公共下水道事業につきましては、人件費が基準外繰り入れのようになっております。

農業集落排水事業につきましては、維持管理費と、あと人件費の関係等が基準外の繰り入れというふうになっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

例えば、国保特別会計からの繰り入れなんかは、よく人件費で言えば、以前は国庫負担金で正職員分なんかを見ていたのが、一般財源化されて繰り入れされるケースになってきていますが、この3つの会計については、そういうところがないんですが、大事な人件費がなぜ基準外繰り入れになるのか、おかしいと思うんですが、その点を御説明いただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

その基準内繰り入れ、基準外繰り入れというのは国のほうの分け方になってくるわけなんですけれども、簡易水道でありましたり、公共下水道、農業集落排水事業というものにつきましては、企業的な事業であるというふうに国が考えられて、そういうふうな区分けをされているんじゃないかなと推測します。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

そうなりますと、こういう会計はそもそも独立採算制を言われます。そうですね。そうになったら、収入、歳入の見込みをきちっととっていかないと、事業としてはだめになるということにつながりますよね。今、公共下水なんか、これから事業も計画している最中であるし、農業集落排水なんかはつなぎ込み率は100%ないと、こういう点のしんどさがあって、収入の見込み増というのは大変しんどいんじゃないですか。どうですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

収入を上げるということは、もちろんそういうふうなつなぎ込み者をふやすということもありますけれども、それだけではどうしても難しい面がありまして、使用料の改定とか、そういうことにつながってくるかと思うんですけれども、現在の負担の中では、うちのほうは現在、住民負担をかける分については今、この使用料金でやっていきたいということでやっておりますけれども、将来的にはいろんな面を考えて、また時期が来れば改定とかそういうことも考える必要があったときには検討していく必要があると思います。

○議長（殿井 堯）

この件に関しては3回ですので、ほかの件でございますか。

○2番（増谷 憲）

もう3回なったんかな。

○議長（殿井 堯）

やりました。これでいいですか。

○2番（増谷 憲）

わかりました。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号までを先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号までを先に審議することに決定しました。

お諮りします。日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号までの17件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号までの17件を一括議題といたします。

……………日程第11、議案第62号から、日程第27、議案第78号……………

○議長（殿井 堯）

一括して質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第62号、一般会計決算について、1点だけ質疑をさせていただきます。

当初、合併前に住民説明会で合併しなければならない大きな理由の1つとして、地方交付税が減額されるという御説明がどこの会場でも行われました。そのときの説明では、10億円から12億円の減額になる予想だという説明だったと思います。なぜ、こうなるのかと言いますと、本来は1つの町になった場合、計算する地方交付税の算定の基準と、5年間は段階的に減らされますけれども、基本は合併しなかった町の、それぞれの町の地方交付税の計算の合計額が算定替の交付税ということで、1本算定と算定に差がありましたね。その差が当初は10億円か12億円だということでありましたが、直近の算定替と1本算定の地方交付税の推移は現時点で説明できる範囲の数字をお答えください。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

平成30年度の交付税のほうの合併算定と1本算定の差というのは、約3億4,000万円でございます。今、現在はその特例措置で50%がまだ見ていただいているというところでございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2回目の質疑をさせていただきます。平成30年度で3億4,000万円の差であるということは、かなり減額額は減ってきたということになりますよね。そうなりますと、財政規模そのものもやっぱり検討する必要があると、私は考えます。当初

は10億円から12億円減らすために、行政改革大綱をつくって、行革プランをつくりました。今、第2次まで来ていますが、それに基づいてさまざまな効率化を図ってきて、民間委託や施設の統廃合等々、人件費の削減をやってきましたけれども、そういう計画も含めて、見直す計画があるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今、現在の有田川町の決算規模というのは、平成28年度では163億円ということで、かなり大きな規模になっております。以前からも議員さんから御指摘の中で、当町としては大体130億円台に乗せられるように進めていきたいというふうにお話をさせていただいているところであると思います。

また、その中で標準財政規模に対して、歳出額が大きいんじゃないかという話もよく言われるんですけども、なかなか標準財政規模って、うちは100億円程度なんですけれども、各町、どの町を見ても、標準財政規模程度の決算規模というところはほとんどございません。大体、大きいところでは1.9倍であったりとか、和歌山市なんかではそういうふうな状況でございます。

そういうふうな状況でありますけれども、当町としては大体130億円台へ乗せられるように取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですね。そうなりますと、標準財政規模は100億円、確かにそうですが、130億円台に持っていききたいということなんです、大体毎年見ていると、経常経費は余り減らせない。経常経費は減らせないと、義務的経費は一定額要るといことがあれば、130億円台にしても、やっぱり再度、財政部のほうで財政規模が本当にこれでいいのかどうかも含めて、住民要求もたくさんありますし、私は再度検討を求めたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

歳入と歳出のバランスを考えながら、なるべく住民に負担のかからない形で、いろんな面でやっていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっています議案第62号から、議案第78号までの17件について、14人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から、議案第78号までの17件については14人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを決定しました。

お諮りします。ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、議長において指名させていただきます。堀江眞智子君、増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、谷畑進君、小林英世君、林宣男君、岡省吾君、森谷信哉君、新家弘君、湊正剛君、亀井次男君を指名したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した14人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時45分

再開 15時45分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

報告いたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会より、正副委員長について、結果の報告を受けています。委員長に小林英世君、副委員長に片畑進之君が選任されましたので御報告いたします。

お諮りします。決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第62号から議案第77号までの16件は、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号から議案第77号までの16件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。日程第5、議案第56号から、日程第10、議案第61号まで、及び日程第28、議案第79号から、日程第41、諮問第3号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、9月12日水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 15時46分